

高槻市下水道施設包括的管理等業務委託

提案評価基準

令和 7 年 4 月

高槻市都市創造部

この「高槻市下水道施設包括的管理業務委託 提案評価基準」（以下、「本書」という。）は、高槻市（以下、「本市」又は「発注者」という。）が発注する高槻市下水道施設包括的管理業務委託（以下、「本業務」という。）の公募型プロポーザル実施にあたり募集及び選定のための評価基準を定め、本業務に係るプロポーザル参加希望者（以下、「参加者」という。）に交付するもので、以下の書類と一体をなすものである。以下、これらの書類を総称して「プロポーザル実施要領等」という。

- ① 高槻市下水道施設包括的管理等業務委託 プロポーザル実施要領
- ② 高槻市下水道施設包括的管理等業務委託 要求水準書
- ③ 高槻市下水道施設包括的管理等業務委託 様式集
- ④ 高槻市下水道施設包括的管理等業務委託 基本契約書
- ⑤ 高槻市下水道施設包括的管理等業務委託 モニタリング基本計画書
- ⑥ その他、発注者が公表した書類
- ⑦ 上記に対する質問回答書

参加者は、プロポーザル実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成し、本市に提出することとする。

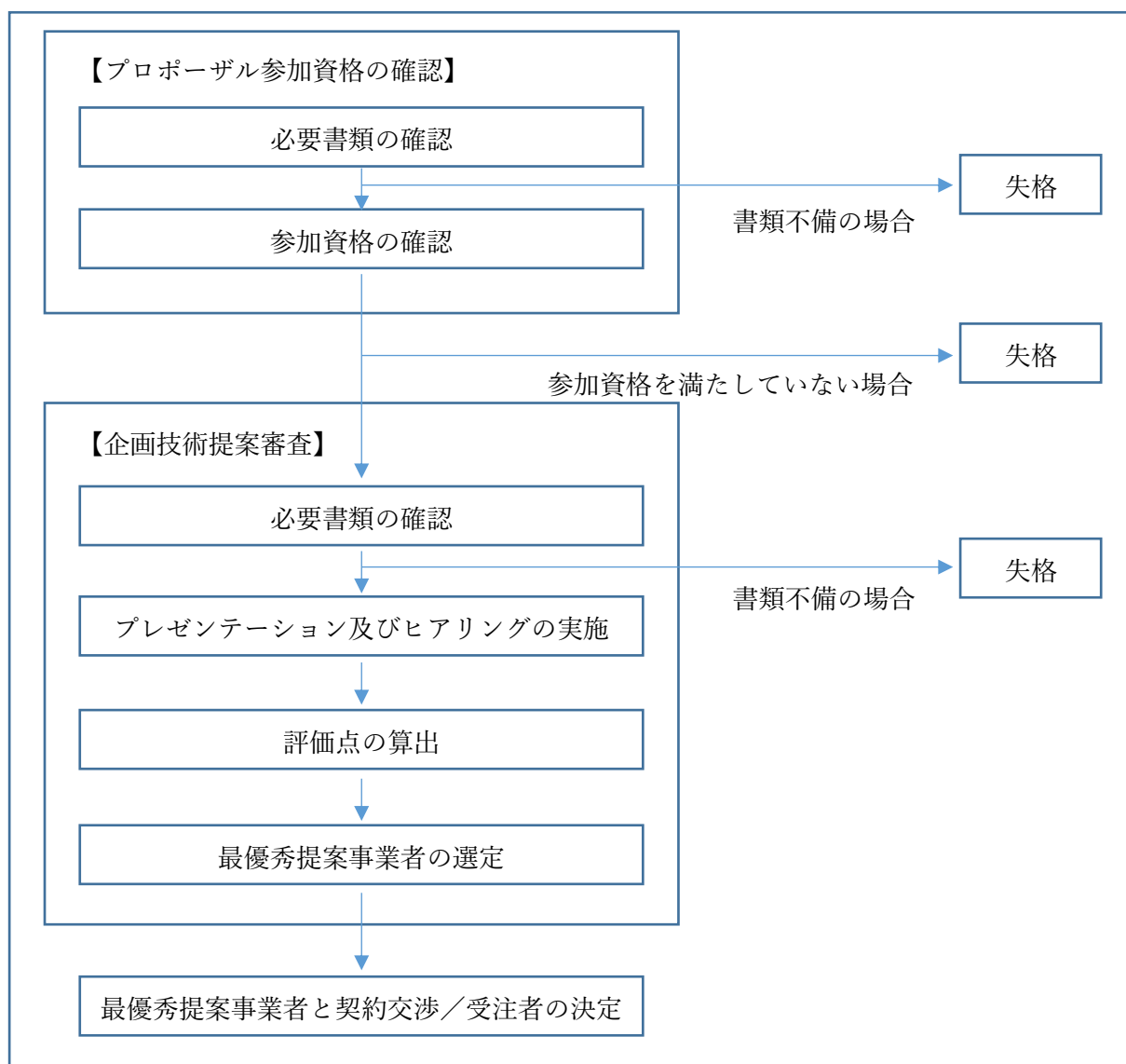
目次

第1章 審査方法	- 1 -
1. 1 審査方式	- 1 -
1. 2 委員会の設置	- 2 -
1. 3 運営に関する庶務	- 2 -
第2章 審査内容	- 2 -
2. 1 プロポーザル参加資格の確認	- 2 -
2. 2 企画技術提案審査	- 2 -
第3章 総合評価点の算出方法	- 3 -
3. 1 配点方針	- 3 -
3. 2 企画技術提案書の評価項目等	- 3 -
3. 3 評価点の算出方法	- 6 -

第1章 審査方法

1. 1 審査方式

高槻市は、高槻市下水道施設包括的管理業務委託（以下、「本業務」という。）を適切に履行するために、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受注者の選定にあたり公募型プロポーザル方式による事業者選定を採用し、企画技術提案による技術面等の非価格要素とともに提示された参考見積金額を総合的に評価する。



図ー1 受注者決定フロー

1. 2 委員会の設置

高槻市は、本業務を受託する事業者を公平かつ適切に選定するため、「高槻市下水道施設包括的管理業務委託に係る事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置し、提案評価基準の決定及び、提案評価基準に基づく企画技術提案の審査を行う。

1. 3 運営に関する庶務

選定委員会の運営に関する庶務は、高槻市都市創造部下水河川企画課（以下、「事務局」という。）が行い、本プロポーザル参加者（以下、「参加者」という。）との連絡調整や必要書類の確認等を実施する。

第2章 審査内容

2. 1 プロポーザル参加資格の確認

① 必要書類の確認

事務局は、参加者から提出された参加資格確認書類について「高槻市下水道施設包括的管理業務委託 プロポーザル実施要領」（以下、「プロポーザル実施要領」という。）において求めた必要書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、事務局より訂正等を指示する場合がある。

② 参加資格の確認

事務局は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者がプロポーザル実施要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

③ 参加資格の確認結果の通知

事務局がプロポーザル実施要領に定める参加資格を満たすことを通知した参加者（以下、「企画技術提案者」という。）は、企画技術提案の審査を受けるため、プロポーザル実施要領で求める必要書類（以下、「企画技術提案書」という。）を提出する。

2. 2 企画技術提案審査

① 必要書類の確認

事務局は、企画技術提案者から提出された企画技術提案書が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、事務局より訂正を指示する場合がある。

② 提案審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）

提案審査は、企画技術提案者から提出された企画技術提案書及び、審査会における企画技術提案者のプレゼンテーション及びヒアリングに基づき、選定委員会が評価する。

③ 提出者及び説明者（企画技術提案説明審査）

審査会における企画技術提案者からの説明者数の上限は8名までとし、企画技術提案者である共同企業体の構成員以外の者の出席は認めない。

プレゼンテーション及び質問に対する回答は配置予定統括責任者が主体となって説明する。必要がある場合に限り、他の配置予定技術者の回答を認める。また、説明者は会社名が特定できるようなもの（社章や社名の入った名札等）を身に付けてはならない。

④ 評価点の算出

選定委員会は、「3. 総合評価点の算出方法」に基づき、企画技術提案書のうち技術的提案（非価格要素）の内容について技術評価点を付与し、これに参考見積金額（価格要素）の価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。

⑤ 最優秀提案事業者及び次点者の選定

選定委員会は、総合評価点が最も高い提案を行った者を最優秀提案事業者として選定し、次に高い提案を行った者を次点者とする。

$$\text{総合評価点} = \text{各委員の総合評価の平均}$$

なお、総合評価点が同じで最優秀提案者が2者になった場合は、参考見積金額が低い提案を行った者を最優秀提案事業者として選定する。この場合において参考見積金額が同額であるときは、選定委員会に諮って最優秀提案事業者を選定する。また、次点者についても同様とする。

総合評価点の最低基準点は、480点以上とする。参加者が1者のみであった場合も、総合評価点が480点以上あれば最優秀提案事業者とする。

第3章 総合評価点の算出方法

3. 1 配点方針

企画技術提案書に対する評価点の配点は、非価格要素に関する技術評価点を650点満点、価格要素に関する価格評価点を150点満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

$$\text{総合評価点（800点満点）} = \text{技術評価点（650点満点）} + \text{価格評価点（150点満点）}$$

3. 2 企画技術提案書の評価項目等

技術評価点及び価格評価点の算出にあたり、提案審査の評価項目及び評価の着目点（判断基準）は、表－1のとおりとする。また、提案審査の評価対象、評価項目については、プレゼンテーション及びヒアリングの実施結果を踏まえて評価する。

表－１ 企画技術提案の評価項目及び着眼点（１／２）

評価項目	評価内容	評価の着眼点	配点
① 事業者に関する項目	地域精通度	・ 高槻市内に要求水準書に示す資機材を備えた置き場を構え、迅速な作業を行うための準備ができているか。 ・ 高圧洗浄車や吸引車等の作業用車両及び、その他必要な資機材が写真等で確認できるか。 ・ 受注実績を踏まえ、本市の下水道施設に対しての精通度を確認できるか。	60
	実施実績	・ 官公庁発注の類似業務の受注実績の受注高の比較	30
	技術力の確認	・ 本業務に必要な（有益）な資格の種類と同資格の有資格者の勤務状況	30
	財務状況の確認	・ 経常利益率、自己資本比率、債務償還年数、流動比率の４項目による収益性及び安全性の確認	80
② 企画・技術提案に関する項目	業務の実施体制 （地域特性を考慮した企業等の活用）	・ 構成員及び再委託先に関して、地域の人材、地元企業といった本市の下水道施設に精通した企業等を活用した実施体制となっているか。	40
	受注実績からの提案	・ 本業務に必要な同種・類似業務の受注実績の経験を活かした創意工夫や、参加者の優れた技術力を発揮する手法を述べているか。	40
	日常的維持管理業務	・ 要求水準を達成するために十分な連絡体制、人員配置計画及び資機材等（平日、休日、夜間、緊急時の各体制）を適切かつ実務的な提案しているか。 ・ 従事する労働者の適正な労働条件・労働環境の確保について、十分に配慮した提案となっているか。 ・ 緊急時において、現場からの支援要請に対する組織的なバックアップ体制は十分か。	60
	計画的維持管理業務	・ 要求水準を達成するための効率的かつ効果的な点検や調査が行われる実施計画となっているか。 ・ 現場に応じて、迅速かつ臨機に調査方法等の変更等に対応可能な体制となっているか。 ・ 異常箇所及び不具合箇所を発見したときの対処は適切か。	60

表－１ 企画技術提案の評価項目及び着眼点（２／２）

評価項目	評価内容	評価の着眼点	配点
②企画・技術提案に関する項目	統括管理業務	・統括管理業務の役割を適切に理解し、本業務全体の統括的な履行管理、工程管理及び発注者との連携について、的確かつ実務的に述べているか。 ・客観的な評価方法、定量的な指標、業務内容に適したセルフモニタリングとなっているか。	８０
	危機管理（リスク管理）・安全対策の提案	・緊急時において、発注者が行う危機管理対応に寄与する提案となっているか。 ・緊急時において、実現可能な提案となっているか。 ・人員配備計画及び緊急連絡体制が効果的か。 ・現場からの支援要請に対するバックアップ体制は十分か。	４０
	特定テーマに対する提案	・複数年一括発注による利点を活かした提案になっているか。 ・本市の抱える課題に対する提案の内容と効果が具体的に述べられており、実現可能な提案となっているか。	８０
③参考見積価格に関する項目	参考見積金額の妥当性	・配点×最低見積金額÷見積金額	１５０
④その他（プレゼンテーション）	技術者の専門能力	・実績として挙げた業務に中心的・主体的な役割であったことが伺えるか。 ・本業務に係る知識・経験が十分か。	２０
	取組姿勢・コミュニケーション能力	・提案に対する説明や、質問に対する応答が適切であるか。 ・本業務の適切な実施を十分に期待できるか。	３０

3. 3 評価点の算出方法

【表－2 評価点の得点化方法】

評価	評価基準	得点化方法
A	当該評価項目について、優れていると認められる。	配点×1
B	当該評価項目について、やや優れていると認められる。	配点×3／4
C	当該評価項目について、普通である。	配点×2／4
D	当該評価項目について、やや劣ると認められる。	配点×1／4
E	当該評価項目について、劣ると認められる。	配点×0

ただし、評価項目のうち「参考見積価格」は消費税及び地方消費税を含まない価格で以下により得点化する。

- ① 参考見積価格に記載された金額が、契約上限額を超える者は失格とする。
- ② 参考見積価格に記載された金額が、契約上限額以下かつ最安値であった者は配点×1とする。
- ③ 上記①、②以外の者は、下記の式により②の最安値との比率をもって、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求める。
- ④ 参考見積価格に記載された金額が、契約上限額の70％以下（評価下限額）であった者は、契約上限額の70％を当該参加者の見積額とみなして評価する。

≪参考見積価格得点化式≫

価格評価点＝配点（150点）×（最低見積額÷当該参加者の見積額）

※算出例

契約上限額を 500,000,000 円とした場合、

評価下限額： 500,000,000 円×70％＝350,000,000 円

A 共同企業体：見積額 250,000,000 円（最安値） ⇒ 350,000,000 円として評価

150点×（350,000,000÷350,000,000）＝150点（満点）

B 共同企業体：見積額 350,000,000 円

150点×（350,000,000÷350,000,000）＝150点（満点）

C 共同企業体：見積額 400,000,000 円

150点×（350,000,000÷400,000,000）＝131.3点

D 共同企業体：見積額 500,000,000 円

150点×（350,000,000÷500,000,000）＝105点

E 共同企業体：見積額 501,000,000 円

契約上限額超過のため失格